④

令　和　８　年　６　月

条　例　議　案　概　要　説　明　書

目　　次

ページ

議案第４２号　徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて・・・

議案第４２号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い，次のとおり改正する。

１　個人住民税の改正

⑴　寄附金税額控除の対象となる公益信託に対する寄附金に係る規定を整備する。

⑵　公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い，所要の改正をする。

⑶　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限（現行　令和９年度まで）を撤廃する。

⑷　住宅借入金等特別税額控除の適用期限を，居住年が令和１２年（現行　令和７年）であるものまでに延長する。

⑸　個人市民税の第１期の納期を６月１０日から同月３０日まで（現行　６月１日から同月３０日まで）とする。

⑹　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について，当該土地が地すべり防止区域等にあるときは，当該譲渡に該当しないこととする。

⑺　特定暗号資産に係る譲渡所得等について，その１００分の３の金額に相当する所得割を課することとする等，個人の市民税の課税の特例について定める。

２　固定資産税の改正

固定資産税の免税点について，次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
土地（参考）	変更なし	30万円
家屋	30万円	20万円
償却資産	180万円	150万円

３　施行期日等

⑴　次に掲げる区分に応じ，それぞれに定める日から施行する。

ア　前記１の⑴から⑷までの改正　令和９年１月１日

イ　前記１の⑸及び前記２の改正　令和９年４月１日

ウ　前記１の⑹の改正　令和１０年１月１日

エ　前記１の⑺の改正　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

⑵　所要の経過措置を講ずる。